

社会保障と税の共通番号制度に関する意見

平成23年1月20日
日本商工会議所

日本商工会議所はこれまで、社会保障と税に共通する番号を早期に導入すべき旨主張してきたが、今般、政府から「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理」（平成22年12月）が示されたことから、これを踏まえ、改めて日本商工会議所の意見を下記のとおり述べる。

記

1. 共通番号制度の導入の目的について

わが国は少子高齢化の進展等により、社会保障給付費の増大という大きな問題を抱え、国民の将来生活の不安感が強まり、社会保障制度の早急な再構築が求められている。その再構築に当たっては、力強い経済成長の実現を図るとともに、「公」に過度に依存せず、「自助と共助」の観点に立ち、持続可能な社会保障制度の実現を目指すべきである。これらの実現を図るためには、歳出全体の徹底的な見直しと税財源の確保を前提とした総合的な改革が必要であり、この改革に不可欠な社会的インフラとして、社会保障と税に共通した番号制度の早期導入が極めて重要である。

他方、共通番号制度が存在しないことにより、情報の名寄せ（複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認）や情報の共有化が難しく、各種業務の連携、記録管理の徹底・効率性の向上が図られていない。こうした業務の連携等を進めるためにも、共通番号制度の導入が必要である。

共通番号制度の導入により、例えば以下のような効果が期待できる。

● 社会保障分野

- ・税分野で把握した所得等に応じてきめ細かな社会保険料と給付の設計が可能になるとともに、社会保険事務・記録管理の正確性を確保し、社会保障制度の信頼性・安心感を高めることができる
- ・不正受給の防止が強化され、国民の公平性が担保できる など

●税分野

- ・社会保障施策としての給付付き税額控除や、金融所得一体課税の導入が可能となり、よりきめ細かな税体系を実現できる
- ・所得把握が簡便となり、課税の公平性を一層担保できる
- ・行政手続きにおける納税証明書の添付が省略でき、利便性が向上する など

2. 共通番号として使用する番号について

共通番号に必要な条件は、「国民皆番号」、「一人一番号」、「生涯不変の番号」である。また、共通番号を利活用するに当たって、その番号による個人の特定化（識別）を可能とするために、共通番号と氏名・住所・生年月日・性別の識別4情報が一体的に管理される仕組みが必要である。

こうした条件を満たす既存の番号は住民票コードのみである。すでに、住民票コードと基礎年金番号との紐付け作業が進められており、日本年金機構（旧社会保険庁）のシステムに、この住民票コードが収録されることになっている。こうした状況も踏まえると、住民票コードを共通番号として利用することが最も適している。

3. 共通番号の利活用の範囲について

（1）共通番号記載の義務付けの範囲

共通番号記載の義務付けに当たっては、その範囲を法令によって定めるべきであり、具体的には、以下のとおり、国民に制度加入や納付・納税が法的に義務付けられている社会保障分野と税分野の申請書・届出書等とすべきである。

- 社会保障分野・・・公的年金・企業年金・健康保険・介護保険・雇用保険等の手続きに必要な書類
 - ・被保険者資格取得届（新規に加入者となる場合）・資格喪失届
 - ・給付・支給申請書（年金・高額医療費支給の現金給付を受ける場合） など
- 税分野・・・所得申告の手続きに必要な書類
 - ・所得税の確定申告書
 - ・給与所得・退職所得の源泉徴収票 など

上記以外でも、国民の申請に基づく社会保障的な給付（例えば、所得金額によって変動する公営住宅の家賃や、認可保育所の保育料など、所得水準に応じた給付等）の申請書類等については、共通番号記載の義務付けについて個別に検討を進め、記載を義務付ける場合には、法令によってその範囲を定めるべきである。

(2) 個人を識別する4情報の利活用の制限

共通番号の記載を義務付けた行政手続きについて、行政機関は、本人確認のために、識別4情報を入手できるものとする。行政機関以外でも、共通番号の記載が義務付けられた社会保障の申請書類等を受領する企業年金基金・被用者保険の保険者（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）等については、本人確認のために、識別4情報を入手できるものとする。上記以外については、識別4情報を入手できないこととする。

(3) 共通番号に紐付けされた情報の利活用

行政機関が共通番号に紐付けて保有する情報（例えば、所得金額情報、世帯情報など）の利活用は、法令により定めた場合に限るものとし、その場合でも、必要最小限の範囲とする。

例えば、所得金額情報については、総所得金額により保険料や給付金額が増減する国民年金・国民健康保険・高齢者医療制度・介護保険を所轄する行政機関のみ、その情報を入手できるものとする。勤務先の賃金（標準報酬）により保険料・給付金額が増減する厚生年金や被用者保険の所轄機関（企業年金基金、協会けんぽ、健保組合、共済組合など）については、標準報酬情報のみ入手可能とし、所得金額情報は入手できないものとする。

また、社会保障給付に際して必要な確認（本人所在や生存の確認）を行う目的で、市町村や公的年金の給付事務を代行する機関（日本年金機構、共済組合など）は、個人の診療履歴や介護履歴等についての必要な情報確認を行うことができるものとする。

4. データベースの管理方式について

共通番号制度におけるデータベースの管理については、万が一プライバシー侵害や情報漏れ等が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、個人の情報を一元的に管理する「一元管理方式」ではなく、それぞれの分野で必要な情報のみを管理し、中継データベースを通じて共通番号を利活用して連携する「分散管理方式」を採用すべきである。

5. プライバシー保護について

共通番号制度導入の検討に当たっては、情報漏えい、改ざん、なりすましの防止等に万全を期するとともに、行政機関や企業等の主体・業務ごとの利活用範囲の明確化や罰則の設定、目的外利用の監視や苦情処理等を担当する第三者機関の創設、自らの情報の内容やアクセス履歴を確認できる仕組みの導入など、

プライバシー保護に関する国民の不安を払拭するための十分な措置を講じたうえで、円滑な導入を目指す必要がある。

6. 共通番号制度導入時における中小零細企業等への配慮について

共通番号制度の導入時における企業等の事務負担は明らかではないが、仮に中小零細企業等の事務負担が見込まれる場合には、その負担を少なくするよう配慮すべきである。

7. 今後の検討に当たって

これまで政府が示した案（平成22年6月「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」、同年12月「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理」）においては、共通番号制度のメリット、デメリット等の詳細や利活用範囲が十分に例示されておらず、また、導入に要するコストや時間についても、粗いものに止まっている。従って今後は、制度の詳細や導入コストの試算等を明らかにしつつ、効果・効率性やコスト面、リスク管理の面も勘案し、より緻密・詳細な検討を進めていくべきである。

さらに、共通番号制度の導入を機に、複雑化している既存の年金・医療・介護保険制度の簡素化・効率化を進め、国民に分かりやすい制度を目指すべきである。

以 上